

コーポレィティブ・リサーチ・ガイダンス及び ダブル・ディグリー・プログラムに係る基本方針

令和7年1月 教務委員会決定

1. 基本方針策定の経緯

本学では、平成21年3月に国際教育交流推進WGにおいて「北海道大学の国際教育加速化に向けてー『単位互換の指針』と『ダブル・ディグリー・プログラム』の導入ー」を取りまとめ、外国の大学とのダブル・ディグリー・プログラム（以下「DDP」という。）を実施可能とした。

その後、教育改革室と国際本部において、外国の大学と相互に研究指導を行うといった新たな教育プログラムの可能性について検討を行い、平成27年11月に博士（後期）課程学生に対する共同研究指導を行う「コチュテル・プログラム」制度を導入することとした。

この「コチュテル・プログラム」制度に関して、令和7年度からは、その名称を「コチュテル・プログラム」から「コーポレィティブ・リサーチ・ガイダンス（以下「CRG」という。）に改めるとともに、その対象を修士課程に拡大することとした。

本基本方針は、上記CRG及びDDPを実施するに際しての基本的事項について定めるものである。

2. コーポレィティブ・リサーチ・ガイダンス（CRG）

（1）CRGの定義

本学と外国の大学との間で協定等を締結し、各大学の修士・博士（後期）課程に在籍する学生に対し、各大学の教員がそれぞれ一定の期間の研究指導を行う教育プログラムのこと。「一定の期間」は原則、修士課程においては6か月以上1年以内、博士（後期）課程においては1年以上とする。

（2）基本制度

a. 学生の在籍及び授業料

本籍は派遣元大学に置くものとし、授業料等は協定に基づき、派遣元大学にのみ納めることを基本とする。ただし、授業料については連携大学との協議によるものとする。連携大学からの要望や、当該国・地域の制度により、連携大学において授業料等の徴収が求められることも想定されるが、その場合においても学生の経済的負担を極力小さくすることに努めることとする。なお、連携大学の学生を本学に受け入れる際の学生の身分は、特別研究学生とする。

b. 指導体制及び研究指導期間

両大学の教員が共同で研究指導を実施すること。研究指導にあたっては、大学ごとに主任指導教員及び副指導教員を選任する。

派遣先大学における研究指導期間は、修士課程学生では原則6か月以上1年以内、博士課程学生では原則1年以上（通算でも可。成果が十分に認められる際には修士課程・博士課程ともに期間の一部をオンラインで行うことを認める。詳細は後述）とする。ただし、修士課程学生の派遣先大学における研究指導期間は、大学院通則第24条第4項及び第5項に定める研究指導委託の期間と合わせて1年を超えないこと。外国における研究指導の開始時期は、連携大学との協議により決

定するものとするが、博士（後期）課程では1年次から2年次1学期までに開始することを原則とする。修士課程においては、研究指導の開始時期に関しては修士1年後期から修士2年前期の期間に開始するのが望ましい。

c. 学位審査の方法

本学の学生にかかる学位審査には、審査委員に連携大学の教員（実際に研究指導を行った教員）を加えることができる。審査にあたっては、連携大学と十分に協議の上、その方法等を定め、各研究科等の学位審査に関する内規等で整備する。連携大学の学生については、連携先の大学の学位審査方法によるものとする。

なお、連携大学の教員を審査に加える場合、審査に係る旅費等の負担については、あらかじめ連携大学と調整すること。ただし、学位審査の際に連携大学の教員が特別な事情等により同席できない場合、テレビ会議システムなどを利用し、実際に同席しているものと同じ環境で審査が可能と判断できれば、当該形式による出席も可とするので、協定を結ぶ際はこの点も考慮すること。

d. 学位記への記載方法

CRGを修了した学生に対して本学から発行する学位記（日本語）には、本文の最後に「修士課程／博士課程修了に必要な研究指導は〇〇大学と共同で実施したものである」との文言を付記する。

英文の学位記には、学位記本文の最後に「under a Cooperative research guidance agreement with 〇〇(university)」と付記する。

なお、学位記への付記は定められた期間、共同研究指導を受けることで自動的に付記されるものではなく、学位審査委員会でCRGによる成果が十分に認められる場合に学位記へ付記できるものであることに留意すること。

e. 協定等の締結

教育プログラムの安定的かつ継続的な実施を確保するため、大学間交流協定又は部局間交流協定を締結した上で、研究指導の内容及び実施方法、学生に対する指導体制、授業料等の取扱い等、必要な事項についてCRGの実施にかかる覚書を締結すること。また、連携大学との協議により、学生ごとの覚書を締結するなど、学生の派遣・受け入れごとに個別の事項も確認する。

本学と連携する大学において、「Cotutelle」、「Joint PhD」や「Conjoint Doctoral Degrees」など異なる名称を使用している場合、内容が同様のものであれば、本学ではCRGとして取り扱うこととする。そのため、CRGとは異なる名称（cotutelle、Joint PhD等）でプログラムを実施したい旨の要望が連携大学からある場合でも、上記の定義に沿う内容のものであればCRGとして覚書を締結する。使用したい名称が異なる場合、「本プログラムは、北海道大学ではコーポレイティブ・リサーチ・ガイダンスと呼び、〇〇大学では〇〇〇と呼ぶ」といった条項を入れた覚書を締結することが望ましい。

f. 研究指導計画書・研究指導実績報告書

CRGの実施にあたっては、本学の教育・研究のみでは得られない、高度かつ専門性の高い研究指導を受けることが期待される場所であり、本学を本籍とする学生の研究指導計画書には派遣先大学教員と合意した、学生の派遣時期・期間、及びその指導内容を記述する。研究指導実績報告書の「研究指導の概要」欄に連携大学での指導期間、指導内容の実績を記載する。また、「特筆

すべき事項」の欄に「国際共同研究指導の実施により反映されている研究の独自性」について記述を行うこととする。

受入学生については、本学での学位記の発行は無いものの、要件を満たした際には連携大学の学位記に本学の名称が付記される（又は本学と連携大学の学院長の連名による証明書が発行される等）ため、本学の一定の質を担保した教育プログラムに参加をしたことを保証する必要があるため、研究指導計画書と研究指導実施報告書を作成すること。

g. オンラインでの指導

成果が十分に認められる場合には、CRG に必要な研究指導期間（修士課程においては6か月以上1年以内、博士課程においては1年以上）の半分までをオンラインで行うことができるものとする。ただし、オンラインでの指導は現地での滞在前後に補完的に行われるものであり、主たる研究指導については現地での研究指導を基本とする。

オンラインでの指導期間を研究指導期間に算入する場合は、本学からの派遣学生及び本学への受け入れ学生ともに研究指導計画書にオンラインでの指導計画（指導内容、スケジュール等）を記載する。また、研究指導実績報告書の「研究指導の概要」欄にオンラインでの研究指導の実績、期間等を記載すること。

h. その他

- 1) 国や文化によって、「guidance」と「supervision」の持つ意味合いやニュアンスは異なるが、本学の目指すCRGは、論文作成指導に留まらず、大学院生として研究室で生活する上での様々な習慣や、研究者として育つ上で大切な振る舞いや姿勢が身に付くような指導も期待される。協定校と協議する際には、本学の目指すCRGについて、共通認識を図ることが肝要である。
- 2) ここに記載のある事項以外に必要な事項については、連携大学との協議により決定することとする。ただし、CRGにより学位授与する学生については、本学の大学院通則等の関係規定に従う必要があることに十分留意する。

3. ダブル・ディグリー・プログラム（DDP）

(1) DDPの定義

本学と外国の大学との間で協定等を締結し、同じ学位レベルの教育プログラムを開設し、単位互換等を通じ、プログラム参加学生がそれぞれの大学の卒業・修了要件を満たした際に、当該学生に対し、各大学がそれぞれ学位を授与するもの。

(2) 基本制度

a. 学生の在籍及び授業料

- 1) 両大学の教育課程を修了した学生に学位が授与されることとなるため、学生は、両大学に正規生として在籍するものであるが、派遣元大学に本籍を置く（以下「本籍大学」という。）こととする。
- 2) 受け入れ学生の選考については、学生を受け入れる大学が定める入学者選抜制度に沿って実施する。
- 3) 授業料については、授業料相互不徴収の覚書等を締結し、本籍大学のみにも納めることが望まし

いが、連携大学との協議により決定する。

b. 指導体制及び研究指導期間

当該大学院等の修士課程又は博士（後期）課程において、学生が両大学の教員から研究指導を受けることが可能な研究指導体制を構築する。研究指導にあたっては、大学ごとに主任指導教員及び副指導教員を選任することとする。

また、本学在籍学生が派遣先において受ける研究指導（学位論文の作成等に対する指導）期間は、修士課程では1年間を超えないこととする。

c. 学位審査の方法

学位審査にあたって、提出する学位論文は原則2本とし、各大学においてそれぞれ審査を実施すること。ただし、連携大学との協議により了承された場合に限り、1本の論文で両大学において審査を行うことも可とする。なお、その場合、学位の質の保証の観点から疑義を持たれないよう、研究科等の中で十分に検討を行うこととする。

両大学は、それぞれの大学院等における学位論文の審査について、連携大学における担当教員を相互に審査員として積極的に受け入れることとする。

また、修士課程又は博士（後期）課程における修了認定試験（学位論文審査の口頭試問等）は、両大学において適切な言語で行い、各大学の規程に則り、それぞれの大学から学位を授与する。ただし、提出論文を1本とする場合であって、かつ、連携大学と本学の教員が出席する共同審査（各大学2名以上）を開催する場合に限り、審査を1回とすることもできる。なお、共同審査において、本学を本籍大学とする学生にかかる審査の際の主査は本学の教員でなければならないこととする。

※ここで示す「共同審査」は、学位審査委員会における審査のみを指し、学位審査委員会に付随する予備審査等は含まない。学位審査の方法や手続きは、各大学の規程に則り実施する。

d. 単位の認定・修了要件

- 1) 両大学において履修した各授業科目の単位認定にあたっては、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して行うこととする。
- 2) 両大学で修得した単位数を、相互に各大学の修了要件単位数として繰り入れることができることとする。なお、単位換算については、「海外大学との単位互換マニュアル」（平成27年2月教育改革室・国際本部）を参考に実施する。
- 3) 学生は、両大学の学位を取得するために、それぞれの大学において開講される授業科目の履修を含めた、両大学の教育課程における修了要件を満たさなければならないこととする。
- 4) 本学における学位授与にあたっては、北海道大学大学院通則及び北海道大学学位規程に基づくこととする。

e. 協定等の締結

両大学は、教育プログラムの安定的かつ継続的な実施を確保するために、大学間交流協定又は部局間交流協定を締結した上で、教育プログラムの内容及び実施方法、学生に対する指導体制、授業料等の取扱い等、必要な事項についてDDPの実施にかかる覚書を締結すること。また、連携大学との協議により、学生毎の覚書を締結するなど、学生の派遣・受け入れ毎に個別の事項も確認する。

また、博士（後期）課程において DDP を実施する場合、本学で授与する学位に関して提出のあった学位論文については、学位規則に基づき、学位授与後 3 ヶ月以内に博士論文の要旨と論文審査の結果の要旨を、また、原則 1 年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネットで公表することとなることを連携大学と確認する。

f. 研究指導計画書・研究指導実績報告書

研究指導実績報告書の「研究指導の概要」欄に連携大学での指導期間、指導内容実績を記載する。

g. その他

- 1) ここに記載のある事項以外については、連携大学との協議により決定すること。なお、本稿における DDP とは対象を外国の大学として整理したものであり、国内大学との DDP については制度の対象としていない。
- 2) 本学では現在学士課程における DDP は実施されていないため、本稿は主に修士・博士（後期）課程における DDP を想定し、作成している。そのため、学士課程における DDP については、「b.」、「c.」、下記「参考 1」及び「参考 2」の対象に含まれない。
- 3) DDP を実施した学生が CRG の要件を満たした場合は、学位記に「博士（又は修士）課程修了に必要な研究指導は〇〇大学と共同で実施したものである。」と付記することができることとする。付記を行う際には、覚書に付記の要件を記載することとする。